

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成21年4月28日

二戸地方振興局長 佐々木 雄 康

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 協同組合一戸ショッピングセンター

イ 株式会社ジョイス

ウ 株式会社菅文

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 一戸ショッピングセンター 二戸郡一戸町一戸字砂森105番4ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成21年1月6日及び同年2月6日

(5) 変更の理由 設置者の代表者の変更及び小売業者の変更のため

2 届出年月日 平成21年4月3日

3 縦覧場所 二戸地方振興局企画総務部及び一戸町役場